

建設業労働災害防止協会 大阪府支部 支部長 殿

大阪労働局労働基準部長

建設機械の転倒防止について(要請)

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年における大阪府内における建設業の死亡災害は、令和 2 年 10 月 20 日現在 9 件と前年同期と比べ 9 件減少、死傷災害は、令和 2 年 9 月末日現在 443 件と前年同期と比べ 78 件、15%減少となっております。

しかしながら、大阪府内では、令和 2 年 6 月 26 日及び令和 2 年 10 月 23 日に解体工事現場において、杭抜き作業中、杭抜き機が横転し、民家を破壊、住民が怪我を負い、停電する等の被害が発生しています。

つきましては、工事の受注者、または、傘下会員に対し、杭抜き機やクレーン等の建設機械等を使用する場合は、あらかじめ、作業場所の広さ、地形、地質の状態等を調査し、作業に適した重機の選定、リスクアセスメントの実施、作業計画の作成等十分の対策を検討して工事を実施するようお願いいたします。

記

《杭抜き機横転事例の概要》

事例 1

令和 2 年 6 月 26 日、葬儀場の解体工事において、クレーン車を使用して、地中に埋まっていた杭の抜き取り作業を行っていたところ、杭抜き機が横転、民家を破壊し住民が怪我を負った。

事例 2

令和 2 年 10 月 23 日 12 時頃、杭抜き機による作業の際、当該機械が民家方向に向かって転倒し、民家を破壊、架空電線を切断した。